

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)愛の村デイサービスセンター運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 琉球キリスト教奉仕団（以下「事業者」という。）が行う第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう事業を提供することを目的とします。

#### (運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 愛の村デイサービスセンター
- 二 所在地 沖縄県中頭郡北中城村字島袋 1320 番地

#### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）・・・従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 二 従業者
  - 生活相談員 1名以上・・・利用者の相談援助、個別サービス計画の作成、関連機関との調整などを行う。
  - 介護職員 4名以上・・・入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
  - 看護職員 1名以上・・・利用者の健康状態の確認や相談、家族や主治医との連携などを行う。
  - 機能訓練指導員 1名以上・・・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、30名とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（ただし、土・日曜日と1月1日～1月3日を除く）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分～午後5時30分まで。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者の作成した介護予防ケアプランに基づいて必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 健康チェックに関すること。
- 二 入浴に関すること。
- 三 食事に関すること。
- 四 機能訓練に関すること。
- 五 送迎に関すること。
- 六 身体介護に関すること。
- 七 生活指導、相談援助に関すること。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 サービスの提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態に従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意すること。

- 2 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないよう留意すること。

(利用料等及び支払いの方法)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者負担分はその1割又は2割の額とする。

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担する。

- 2 食材料費及び調理費については450円徴収する。
- 3 おむつ代については、実費を徴収する。
- 4 上記以外の日常生活において通常必要となる経費（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品）であって、利用者負担が適当と認められるものについて、費用の実費を徴収する。
- 5 第1項から第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 利用料等は事業所の定める期日までに現金または銀行振り込み、口座引き落としにより納付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 サービスの提供を行っている際に利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたとき、又は天災その他災害が発生したときには、速やかに「事故発生時対応マニュアル」に沿って対応し、必要な措置を講じる。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、北中城村、沖縄市、北谷町の区域とする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 12 条 事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 管理者は、従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めさせるとともに、年 1 回以上健康診断を受診させるものとする。

3 感染対策委員会を 6 ヶ月に 1 回開催し、それを職員に周知する。

- ・予防・蔓延防止の指針の整備
- ・職員に研修・訓練を定期的実施。

(秘密保持等)

第 13 条 事業者及び事業者の従事者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らさないものとする。

2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じる。

(個別サービス計画の作成及び変更)

第 14 条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防ケアプランの内容に沿って、サービスの目標及び目標達成するための具体的なサービス内容等を記載した個別サービス計画を作成する。

2 個別サービス計画の作成後は、利用者に対しその内容を説明し同意を得て、交付する。

3 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付する。

(サービスの提供記録の記載)

第 15 条 事業者の従業者は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該事業について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 3 条第 5 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第 16 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を 1 名置き解決に向け調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

る。

(損害賠償)

第 17 条 管理者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第 18 条 指定通所介護事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画)

第 19 条 事業所は、従事者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制下での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 20 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 1 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。また、気分が悪くなったときは速やかに申し出る
- 2 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他の運営についての留意事項)

第 22 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、業務体制の整備に努める。

- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

- 3 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、一定期間保管する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成 28 年 04 月 01 日より施行する。  
この規定は平成 28 年 12 月 23 日より施行する。  
この規定は平成 29 年 04 月 01 日より施行する。  
この規定は平成 29 年 10 月 01 日より施行する。  
この規定は令和 02 年 04 月 01 日より施行する。  
この規定は令和 06 年 01 月 01 日より施行する。  
この規定は令和 06 年 04 月 01 日より施行する。